

栃木県生活困窮者就労準備支援事業実施要領

(目的)

- 1 本事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）、生活困窮者自立支援法施行令（平成 27 年政令第 40 号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）に基づき、経済的困窮の状態にある者であって、一般就労が困難な者に対し、生活習慣形成のための指導・訓練、就労の前段階として必要な社会的能力の習得及び就労体験や、一般就労のための就職活動の技法や知識の取得支援などを実施し、一般就労のための基礎能力を身につけることで安定的な就労に就き、経済的困窮状態から脱却を図ることを目的とする。

(実施主体)

- 2 実施主体は、栃木県（以下「県」という。）とし、県東健康福祉センター、県南健康福祉センター、県北健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。）において実施するものとする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他県が適当と認める民間団体（以下「事業者」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

なお、県、健康福祉センター及び県内各町の本事業担当課（以下「各町担当課」という。）並びに事業者は、それぞれ連携を図りながら本事業を実施していくものとする。

(実施地域)

- 3 本事業の実施地域は、健康福祉センターが所管する町とする。

(事業の対象者)

- 4 本事業の対象者については、県内の町に居住する以下の世帯の者であって、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額（市町村民税非課税限度額の 1 / 12 の額）に、生活保護法に基づく住宅扶助額を合算した額以下であること。

イ 利用申請日における生活困窮者及び同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 6 を乗じて得た額以下であること。

(2) 生活困窮者に準ずる者 上記(1)に準ずる者として、次のいずれかに該当する者

ア 上記(1)のア又はイに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ 上記(1)に該当しない者であって、(1)のア又はイに該当することとなるおそれがあること。

ウ 健康福祉センターが本事業による支援が必要であると認めた者であること。

(事業内容等)

5 本事業の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立訓練）
- (2) 就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会的自立訓練）
- (3) 事業所等での就労体験や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立訓練）

(実施方法等)

6 健康福祉センター及び各町担当課並びに事業者は、それぞれ連携を図りながら本事業を実施していくものとする。

(1) 支援対象者の把握

ア 就労準備支援事業

上記4の者であって、自立相談支援員（栃木県自立相談支援事業により各町に配置した相談業務に従事する者）によるアセスメントの結果、就労準備支援事業利用の支援が適当と認められ、同事業の支援決定を受けた者

イ 利用希望者が多数の場合は、本事業への参加意欲が高い者、年齢が若い者の順等で優先度を判断し、36名上限として支援する。利用を中止した者がいる場合は、対象者を補充することができる。

(2) 連絡調整

健康福祉センター及び自立相談支援員は、上記(1)ア及びイにおいて把握された者（以下「利用者」という。）と事業者間の調整を行う。

(3) 支援方法

上記5について、具体的に以下のとおり行う。

ア 事業者は、本事業を実施するための常勤職員（以下「就労準備支援員」という。）を必ず1名以上配置し、支援を行う。なお、就労準備支援員は、キャリアコンサルタント等の有資格者など適切な支援を行うことはできる者とし、県に経歴等を報告する。

イ 支援開始前に、必ず利用者と面接を行い、具体的な支援方法、支援内容、日程、支援目標について、十分な説明を行う。利用開始後においても、随時面接を行い、利用者のニーズ等を把握しながら支援を行う。その際、「就労準備支援シート【計

画書】(別紙1)」を活用して、利用者とともに作成し共通理解を図る。

ウ 生活自立訓練は、定時起床や定時通所を自宅訪問や電話などによる方法により促したり、1日のタイムスケジュールを利用者とともに作成するなどにより、生活習慣の形成を図る。

エ 社会的自立訓練は、あいさつの励行、基本的なコミュニケーション能力の形成、地域のイベントやボランティアへの参加などにより、就労前の段階としての社会的能力を身につける。

オ 就労自立訓練は、履歴書の作成指導、ビジネスマナー講習の受講、協力事業所などにおける中間的就労の体験、ハローワークへの同行支援などにより一般就労への知識や技術を身につける。なお、中間的就労の体験を行う場合は、事業者の職員が必ず同行して指導にあたるものとする。

カ 上記ウからオの訓練は、通所方式による訓練を基本とするが、一部、合宿方式による訓練も行うことができる。また、ウからオの訓練へのステップアップ支援方式、又は、ウからオの訓練を同時並行して行う方式のうち、利用者に合った方式により行う。

キ 事業者は、「就労準備支援シート【評価書】(別紙2)」を活用し、随時、利用者とともに自己評価を行い、その結果を踏まえて計画書を見直す。

ク 支援期間は、契約期間満了するまでの間の、個々の利用者の状況に応じ、必要な期間とする。

なお、就労準備支援事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業の利用が適当と判断されたときは、同事業の再利用決定が可能である。

(4) 共通事項

ア 就労支援員及び就労準備支援員は、それぞれ1名以上配置することが望ましいが、利用者の人数が少ない場合等の理由がある場合は兼務して差し支えない。

イ 実施場所は、事業者の事務所、利用者宅及び公的施設並びに中間的就労の体験場所などとし、合宿方式により行う場合は、設備が整った宿泊施設とする。

ウ 事業者は、随時、県、センター、各町担当課及び自立相談支援員に対し、支援状況を報告する。

エ 事業者は、被保護者就労支援事業の利用者が生活保護から脱却した場合、又は就労準備支援事業の利用者が生活保護に至った場合など、両事業の利用者に対する継続的な支援の観点から、一体的かつ連続的な支援を行うものとする。

オ 事業者は、活動日誌(別紙3)を作成し、保管する。

(5) 支援における留意事項

- ア 利用者から、利用料を徴収しない（食事の提供に要する費用を除く）。
- イ 就労体験は、あくまでも訓練の一環であるものの、就労により得た対価（賃金）が発生した場合は、必ず利用者に対して支払いを行う。なお、委託費から利用者への賃金を支払うことはできない。
- ウ 就労体験中は、常に安全衛生面・災害補償面へ配慮し、労災保険に代わる保険制度への加入の措置を講ずる。

（実施状況報告）

- 7 事業者は、県に対し、毎月及び事業終了後に実施状況報告書（別紙4）を提出しなければならない。

（留意事項）

- 8 本事業の実施にあたっては、次のとおりとする。
 - (1) 本事業と被保護者就労支援事業は、両事業の支援対象者に対する継続的な支援の観点から、一体的かつ連続的に支援を行うものとする。
 - (2) 実施にあたっては、「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照すること。
 - (3) 就労準備支援にあたっては、「就労準備支援事業の手引き」に掲載している様式を使用することを基本とする。
 - (4) 事業者は、利用者の意向を尊重し、懇切丁寧な対応のもと、本事業を実施しなければならない。
 - (5) 事業者は、本事業の目的を配慮しながら、事業を実施するとともに、個人情報の保護を徹底しなければならない。
 - (6) 事業者は、別紙1～4以外の様式について、事業者において適宜作成して使用する。
 - (7) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31(2019)年4月1日から適用する。